

平成23年度 第3回市川市地域自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成23年11月24日（木）10時00分～11時55分
- 2 場 所：急病診療・ふれあいセンター2階 集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、伊藤委員、内野委員、林委員、遠藤委員、酒井委員、柴田委員、田上委員、東郷委員、長坂委員、長崎委員、松尾委員、三浦委員、三嶋委員、山崎委員
オブザーバー：飯作氏（視覚障害者福祉会）
富岡氏（なんなの会）
事務局：市川市 障害者支援課（木塚主幹、高橋主幹、池澤主査）
傍聴：2名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）各専門部会からの報告
 - （3）障害者団体連絡会について
 - （4）（仮称）いちかわハートフルプランについて
 - （5）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）相談支援部会資料（活動報告、障害福祉サービス事業所への呼びかけ文書案、市川ハートフルプラン（仮称）素案への意見）
 - （2）就労支援部会報告
 - （3）生活支援部会資料（活動報告、人材・啓発ワーキングチーム資料）

【開会 10時00分】

山崎会長 : 皆さんおはようございます。ただいまより平成23年度第3回協議会を始めます。昨今障害者施策に大きな動きがあり、報酬など事業所がやっていけるのかという心配もありますが、その中で利用者や事業者など現場の意見がこの支援協にくみ上げられて市川の施策に反映されるよう、この場を活用できればと思います。今回は障害者団体連絡会からお2人が参加くださっていますが、当事者の声をあげる場がつけられていることをうれしく思います。それではまず、各部会からのご報告をお願いして、そのあと(仮称)いちかわハートフルプランの素案に関する意見交換を行いたいと思います。まず相談支援部会からお願いします。

【議事(2) 各専門部会からの報告】

朝比奈委員 : まず相談支援部会の活動について、資料を使ってご報告します。(資料に基づきこれまでの活動報告) なお、自立支援法改正による「全員ケアマネ」に向けた体制整備のため、各事業者に相談支援に参入を呼びかけることを検討しています。そこで資料のように案を作りましたので、全体会でもご協議いただければと思います。(協力呼びかけ案を読み上げる)
次に、もとの資料に戻って、今後の活動予定について報告します。(資料に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。各部会から一通りご報告いただいてから議論に移りたいと思います。では次に就労支援部会からお願いします。

林委員 : 私からは福祉的就労(ふくたん)の活動について報告します。(資料に基づき報告)

伊藤委員 : 私からは一般就労(しゅうたん)の活動について報告します。(資料に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。続きまして、生活支援部会からの報告をお願いします。

磯部委員 : (資料に基づき説明) それとここには書いてありませんが、重心サポート会議で年度内に研修を開催すること、「どれみ(重症心身障害児者の一時預かり)」を開催し、多くの方に重心の理解をしていただくことを考えています。

【議事(3) 障害者団体連絡会について】

山崎会長 : ありがとうございます。それでは続いて障害者団体連絡会の状況について、

事務局からお願いします。

池澤主査 : 障害者団体連絡会については、11月14日に第6回準備会を開催し、規約案を事務局から提出し、協議を行いました。その結果、規約については確定しましたので、最終的には団体の皆さんに確認をいただくこととなりますが、この日をもって規約が発効することになりました。ですので、仮称ではなく「市川市障害者団体連絡会」が正式名称となります。ただ役員が決まっていますので、次回の連絡会までが準備会となり、そこで役員が決まれば来年度から連絡会がスタートする見通しです。

山崎会長 : ありがとうございます。それでは各部会、障害者団体連絡会からの報告について質疑・意見交換に入りたいと思います。いかがでしょうか。

田上委員 : 相談支援について、ケアマネジャーというのはどういう方になるのでしょうか。また、参入を促すにあたって、その資格要件は。

池澤主査 : 今回の厚生労働省の資料では計画作成担当として示されている人員基準については管理者と相談支援専門員ということで、現行の指定相談支援と同じになっています。そしてその資格要件としては実務経験と県の養成研修を受けることで、介護保険のケアマネと違って試験を受けるようなものではありません。

田上委員 : そうすると、その養成をどうやってやるのか。該当する職員がいないと急には養成できないのでは。経験の無い事業所にどうやって知らせるのか。

朝比奈委員 : 国はこれまでの基準を大幅に緩和して、相談支援の実務ではなくて障害者支援の実務経験を認めるとというのが一点と、研修についてもこれまでは県の研修が年1回だけだったんですが、今後は民間団体にも委託されて回数も増えるかもしれないというのが国の資料から読み取れます。市川では、障害福祉サービスを実施している事業所に一通り呼びかけていくことに併せて、介護保険の居宅介護事業所が、事実上届出さえすれば障害のサービスもできることを踏まえて、介護保険事業所にも情報を行き届かせたいと思っています。国は走りながらなので来年に間に合わせてとはならないし、3年間で段階的に対象者を増やすということなので、誰を優先的にということも部会で話し合っていきたいと思っています。

山崎会長 : 平成26年度の計画相談支援の見込みが約2,000人ですよね。事業所にこういうふうに変わって行って、お客さんに担当ケアマネをつけないといけない時代が来ると。そのために準備を始めてほしいというのがこの意見。市川市としても3年以内にそのケアマネをどのようにつけていくか、アイデアも含めてさまざまな会議に投げ返していく準備をして欲しいということですね。

田上委員 : だいたい一人のケアマネがどれくらいの人を対象にするのか。

朝比奈委員 : 介護保険だと35とか40なんですね。でも市が県の説明会で聞いた話だと、

障害は上限を設けないと。おそらく当初はそれでいって、出来上がってから引き締めをはかるのかなと想定しています。

田上委員 : すると当面の対象 2,000 人に対して計画を立てる費用を予算化していくことになりませんか。

木塚主幹 : サービス利用計画作成については報酬が示されていませんが、来年度については現行の報酬をもとにある程度計画に沿った形で予算立てしております。

田上委員 : いまの報酬は 8,500 円でしょう。それは地域に出てくる人ですよね。

朝比奈委員 : もう少し対象は広がっています。いま何人ぐらいですか。

木塚主幹 : 実人数で 80~90 人ぐらいの方にサービス利用計画を作成しています。これは民間事業者の方たちの頑張りで、県内でも有数の数字になっています。

山崎会長 : 介護保険では要介護の方は報酬いくらぐらいですか。

長崎委員 : 要介護の方の介護報酬は、1,000~1,300 単位です。これに地域加算で×10.35、他の加算が付きますが、ざっと 1 件につき 1 万円 (要介護 1, 2) ~1 万 3 千円 (要介護 3, 4, 5) です。

山崎会長 : ありがとうございます。他にございますか。

東郷委員 : 就労支援部会の報告の中で、「生活課題」とありますが、その具体的な内容は。

伊藤委員 : 働いていてもそれに付随してお金の使い方とか、家族のサポートが弱い方への家族を含めたサポートとか、自立に向けたサポートとか。

東郷委員 : ニーズの多様性とは。

伊藤委員 : 就労支援センターではなかなか生活面には手が回らない実態がありますが、そのニーズが増えているということです。個別対応だけでは人が増えていくのに限界があるのでグループワークや集団に対するサポートとか、面としての支援を今後検討していくということです。

山崎会長 : 一般企業で働いている人が仕事に行くまでの間、帰ってきた後の住まいでの生活とか、友達や人間関係、楽しみなど、働くこと以外の全てについて手が回っていないので、例えばみんなで集まって料理を作るとか、そういうことですか？

伊藤委員 : そうですね、個別の部分でもできていない。手が足りないのでピアグループを活用したり余暇的なものを地域の中で増やしたりとか。

田上委員 : 昔は就労するのはかなりのレベルの人だったけれど、自立支援法になってその下のレベルの人でも働けるようになってきた。その人が生活能力を持ち合わせてなくて、働くことはできても親がいないと生活できないということが起きている。それでナカポツセンター (障害者就業・生活支援センター) の必要性ができた。その社会に出てくると、国が支え手として計画している人数がマッチしてないんじゃないか。国はよくて 6 割ぐらいの用意なので、手が回っていない状況だと思う。

- 山崎会長 : 他にありませんでしょうか。
- 田上委員 : 生活支援部会で、移動・送迎の課題がありました。親が送っていたのがだんだん行けなくなってきたらどうしようという話をしている、事業者がお客さんを迎えに来る体制を考える時代になってきているんじゃないかと。いろいろな方法で利用者を迎えに行くことを考える。市川にコミュニティバスが保健医療センターやコルトンプラザのあたりを走っているが、路線図がどこをどう通っているか、地図ではないので市民から見て分かりにくい。利用意欲を誘発されるようなそういう交通網を広げれば、事業者も助かるのでは。
- 山崎会長 : 市民の足としてのコミュニティバスは、障害者施策以外にも高齢者にも必要だといわれていますし、例えばスポーツクラブや自動車学校のバスを活用させてもらうとか、民間との協働も必要ではないでしょうか。
- 朝比奈委員 : 生活支援部会で補足をしたいのですが、1月21日に重心の体制整備で有名な西宮市から講師をお招きして講演会を開催します。そこは支援者やご家族、本人を対象に、これまで取り組んできた「どれみ」と抱き合わせで実施したいと考えています。
- 飯作氏 : 移動介護のことで悩んでいる。事業所が30箇所ぐらいあるなかでガイドヘルパーを置いている事業所が少ないんです。私どもの会で40名足らずですが何か事業をやるとなると20名ぐらいガイドヘルパーが必要だというときにヘルパーがいないと断わられてしまうことが多い。ボランティアセンターも移動介護制度ができてから50時間を超過した場合にお願いして派遣してもらう。できれば市のほうから事業所になるべく3～5名ぐらいヘルパーを置いて欲しいと指導していただければ、視覚障害者に対する移動介護への理解が進むのではないかと。自立支援協議会でも考えて欲しい。
- 山崎会長 : 事務局にお聞きしたいのですが、視覚障害の方へのサービス供給が足りない理由と、事業所が参入するインセンティブは市として考えられているのでしょうか。
- 木塚主幹 : 市としては知的・視覚障害者対象にガイドヘルパー養成講座を開催しており、障害者計画にも毎年50人以上受講を目標に位置づけていますが、受講後事業所になかなか結びついていない実態があります。そのため養成講座の中でも、受講後の定着状況について追っていくことを考えております。
- 長崎委員 : 視覚障害のガイドヘルパーは、ホームヘルパー2級を持っていればできることになっていますが、専門的な知識や実技が必要なので毎年県と市でやっている研修には参加するようにしています。ヘルパー2級をもっていれば仕組み上はガイドができるので人数的にはいなくはないんですが、単価が安いことや、視覚の方は長時間や単発の利用が多いので、事業所としてはなかなか受けにくいというのはあります。

飯作氏 : 全盲で白杖を持って一人で歩いている人はほとんどいない。会合になると 8 時間とか長時間になる。事業所にはそれだけの報酬が入る。各事業所に 3 名から 4 名いればいいんですよ。

朝比奈委員 : この課題についてはやらなきゃいけないと思っていますが、スタッフの支援が回りきらないときに会合を持とうとして 20 人ガイドが確保できないというのも何とかならないかなと思う。例えば他の市ではどうやっているのか、制度をどう使いやすくしていくのか考えていく一方で、サポート体制についても検討・研究してもいいのでは、生活支援部会でも意識して議論していただきたいと思います。

山崎会長 : 制度の運用上の課題を他市ではどう対応しているのかというのが一点と、専門サービスに限らず、会合があったときなどに事業者と当事者の工夫によって乗り切れるのか考えていきたいと思います。

それでは次の（仮称）いちかわハートフルプランの議題に入る前に、先ほど相談支援部会から提出のあった、ケアマネに事業者の参入を呼びかける文書を出すことについてよろしいでしょうか。

（承認）

はい、ありがとうございました。

【議事（4）（仮称）いちかわハートフルプラン素案について】

山崎会長 : それでは続いて、（仮称）いちかわハートフルプラン素案について、意見の交換をしていきたいと思います。まず、相談支援部会からペーパーが出ていますので、その説明からお願いします。

朝比奈委員 :（資料「市川ハートフルプラン（仮称）素案への意見」を読み上げる）

山崎会長 : ありがとうございました。こちらについてでも、他のご意見でもけっこうです。何かご意見がありましたらどうぞ。

富岡氏 : 第 3 期障害福祉計画の 16 ページで精神障害者の地域移行について、国から指標が示されていないため空欄となっています。これだと規模が分からないので、注で「第 2 期計画では 162 人でした」と入れていただくか、24 ページの地域生活移行数にカッコ書きで入れていただきたいということ。それと、それに続いて〇〇（素案作成時点において、国から示されていません）とあるのは何に基づいているのか分からないので、「国から示された新たな指標に基づいて」と書いて欲しいと思います。

山崎会長 : 国から指標が示されているのでしょうか。

池澤主査 : 10 月 31 日の課長会議資料で示されています。それによると、第 3 期計画においては「入院 1 年未満の方の平均退院率」を上げるとのことと、「5 年

以上入院かつ65歳以上の方の退院率」を上げるという2つの指標を、都道府県において定めることとされています。この場合、市町村の障害福祉計画における精神障害者の退院に関する指標は定めないことになるのですが、いまご指摘のように、これまでの指標を参考までに書くことはできますし、今回示された新たな指標に対して市がどのように取り組んでいくかを書くことについては検討の余地があると思います。

山崎会長 : ということはこの欄自体はなくなると。しかし都道府県の目標値についてどのように市がかかわるかについては、ご意見いただければと思います。

他にどうでしょうか。

磯部委員 : 22ページ、重点的な取り組みの「地域で暮らすことへのサービス提供体制」について、住まいを整備していく上でのネックがあります。グループホームやケアホームを設置するときに平米数の問題がどうしてもある。それには国も県も及び腰できている。市川市は特定行政庁ということで、100㎡を超えるような物件でグループホームを運営できるように、市として建築基準法の指定緩和をできないのでしょうか。

山崎会長 : 100㎡以内と決まっているんですか。

磯部委員 : 100㎡を超えると、福祉施設対応の建物に直さないといけない、あるいは作らないといけない、用途変更というのを求められるんですね。ただ物件提供者は120㎡や150㎡のこともある。そうするとせっかくいい物件があっても借りられない。それが整備を阻む要因になっています。そこで市川は特定行政庁と聞いていますが、市として緩和ができないかということです。

山崎会長 : そういうことは市としてできるんですか。

木塚主幹 : 特定行政庁とは、県内で何ヶ所かが建築確認を行う際に権限を与えられているという趣旨のものです。市川市もそういう位置づけですが、この平米数の問題については県も課題と認識していて、特定行政庁の集まりで検討しているという話は聞いております。それがどうなっているかということまでは把握していませんが、課題としての認識はしていると思います。

山崎会長 : 磯部さんの気持ちとしては、グループホームを整備する際にこうした点を「今後検討する」ぐらいは計画に書き込むという方向性を望んでらっしゃるということでしょうか。

磯部委員 : はい。

山崎会長 : ぜひそのことは検討いただきたいということで皆さんよろしいでしょうか。

田上委員 : 福祉施設として用途変更しなくて済むならいいんですが、消防署への通報装置、あれは全く無駄だと思うんですね。あんなものに何十万もかかる。そんなものより隣近所に「助けて」と言ったほうがよっぽど速い。それと消防署で理解もされていない。たまゆら荘の事故があつてか自力で動けない人たち

と思われる。自力で逃げられる人たちがいるところにまでそんな装置をつけなきゃいけないというのが納得できないんですね。特定行政庁というのが集まって相談しているんですか。

木塚主幹 : 特定行政庁というのは、建築許可を行うことができるという位置づけで集団で集まってという形ではなさそうです。市の施策としてはグループホーム整備は喫緊の課題と感じていますが、設立のご相談のあった際には建築審査課や消防局に事業者の方と出向いてその必要性について訴えています。ただ先方も法律に基づいてというところで、難しいところがあります。

田上委員 : 国が地域移行を進めていくためにグループホームが必要だということで、障壁になるものを国が取り払ってくれないと思うんです。命をそんなに粗末にするのかと言われればそうだけど、そこまで言われると何のための自立支援協議会かと思います。そこが一番のネックなので、ぜひ解消して欲しいと思います。

山崎会長 : 特定行政庁や建築確認に関する協議の場というものはあるのでしょうか。

木塚主幹 : そのような協議の場があるかどうかは確認していませんが、グループホーム等を設置する際の必要性については担当者に話をしているというのが現状です。

山崎会長 : 建築に関する規制緩和について検討を進めるぐらいのこと、そこに市が社会福祉審議会や自立支援協議会と協議してなどと一歩進めて書いていただけると、担当者としても進めやすいのではないのでしょうか。このメンバーを活用することも考えていただけると。

他にありますか。

朝比奈委員 : 重心サポート会議からの意見ですが、第2次実施計画の32ページの「医療・リハビリテーション」に2つの事業があり、一つは3階の支援センターでやっているリハビリ事業、もう一つは松香園の重心受け入れ事業で、2つとも評価すべき事業と考えますが、一方で個別のリハや医療的ケアの必要な方の受け入れでは市の取り組みとしての意義がはっきりしないのではとも考えています。例えばリハビリは日常生活でかかわっている事業所や訪問事業者がリハ計画に基づいてかかわれるような取り組みや事業者の支援を位置づけてほしいと要望しました。医療的ケアについても、松香園に来る人だけではなく、いろんなところが生活介護として展開していく中で医療的ケアの拠点としての役割を果たしていくことが公立施設にふさわしいありかたではないかと思うので、そうした観点も盛り込んで欲しいと思います。

山崎会長 : 他にありませんか。

私の立場からで恐縮ですが、成年後見について相談支援部会から意見が出ていますが、ここにあることをぜひやっていただきたい。自立支援協の皆さま

んに知っていただきたいこととして、人口の1%が判断能力の不十分な人と
言われていて、そうすると市川の場合4,700人ぐらいいると。その半分
ぐらいが親族後見になると想定されている。残り2分の1のまた2分の1が、
専門職後見か法人後見が必要だと。生活課題が何かという話が出ましたが、
見守り、民生委員さんがやっているようなプラスアルファした後見が必要
だというのが今の流れです。専門職の数が満たされないというのと、それよ
りも、定期的に会って本人の話を聞きつつお金をおろしたりしつつ、大きな
決断のときには後見人が本人の意向を尊重して判断する、という仕組みを今
からつくっていかないと、サービスはあっても契約ができない人がたくさん
出るので、ここはぜひ進めて欲しい。また市民後見についてはそれをバック
アップしていく後見監督や研修、相談にのったりする仕組みが必要かと思
います。

他に特になければ、先ほどの相談支援部会のレポートも出すということの
ほか、いくつかご意見もありましたが、それらを自立支援協議会の意見とし
て出すということで皆さんよろしいでしょうか。

(承認)

ではこれで予定されていた議事は全て終わりましたが他に何かありますか。
朝比奈委員：自立支援協議会の全体会で今後取り上げていただきたいことがあるんですが、
先ほどの生活支援部会の報告でも、精神障害者の地域移行をどの部会で取り
上げるかという話もありましたが、課題山積の中、今の3つの部会で何をど
う話し合うかということを確認する必要があると思います。会議が増えても
消耗するばかりなのでやり方は検討したいですが、全体会で取り上げていた
だきたいと思います。もう一つは障害者団体連絡会が少しずつルール作りが
見えてきて、今日もオブザーバー参加をいただいています。こういう参加
の仕方を全体会だけでなく必要に応じて部会にも出ていただいて、支援協
の力にしていくことについてもじっくりと検討いただきたいと思っています。
この2点をよろしくお願いします。

山崎会長：皆さんいかがですか。よろしいですか。(賛成)では次の全体会ではこれらを
議題として取り扱うということでよろしくお願いします。ではこれで事務局
にいったんお返しします。

高橋主幹：長時間にわたりありがとうございました。次回の自立支援協議会は、来年2
月頃を予定しております。日程等につきましては後日お知らせいたします。

山崎会長：それでは第3回自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会 11時55分】